

計 画 年 度

令和2年度～令和12年度

山梨県における獣医療を提供する体制の
整備を図るための計画書

令和3年3月

山 梨 県

山梨県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書

目 次

はじめに	1
第1 産業動物分野及び公務員分野の獣医療を提供する体制を整備するための地域区分	2
第2 産業動物分野及び公務員分野における獣医師の確保に関する目標	4
1 獣医師の確保目標	
2 獣医師の確保対策	
第3 産業動物分野及び公務員分野における診療施設の整備に関する目標	7
1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状	
2 診療施設の整備に関する目標	
第4 産業動物分野及び公務員分野における獣医療関連施設の機能・業務の強化連携	8
1 事前対応型の家畜防疫体制の確立	
2 予防衛生を中心とした集団管理の強化	
3 診療施設・診療機器の効率的な利用	
4 獣医療情報の提供システムの整備	
5 診療効率の低い地域への獣医療の提供	
6 研究機関との連携促進	
7 NOSAI 家畜診療所を中心とした安定的獣医療の提供	
第5 獣医療に関する知識・技術の向上	10
1 臨床分野	
2 公務員分野	
3 共通分野	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	11
1 公務員分野における適切な獣医療を提供する体制の整備	
2 飼育者等への衛生知識の普及啓発等	
3 広報活動の充実	

はじめに

本県の獣医療は、牛・豚・鶏等の家畜・家きん（以下「産業動物」という。）や犬・猫等の愛玩動物（以下「小動物」という。）の診療、保健衛生指導等を通じて、これら飼育動物の健康保持はもとより、畜産業の発展、公衆衛生の向上、動物愛護思想の普及及び小動物や動物園動物による文化的潤いの提供等、県民生活に多大な貢献をしてきたが、近年の社会経済情勢の変化に伴って、取り巻く状況もまた大きく変わりつつある。

本県の畜産業が果樹、野菜に次ぐ第3位の農業生産額を占めるなか、獣医療は大きな役割を果たしてきたが、近年畜産経営の集約や規模拡大の進展に伴い、複雑化、多様化した慢性疾病による生産性の低下等、経済的な損失が甚大となってきたことから、これまでの個体診療だけでなく集団管理的な飼養衛生技術の提供が必要となっている。

また、平成16年から断続的に国内各地で発生し、令和2年度には全国で50例を超える発生があった高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）や、平成22年に宮崎県で発生し、我が国の畜産史上最大級の被害をもたらした口蹄疫（FMD）、平成30年から令和2年に国内各地で発生し、本県においても発生があった豚熱（CSF）のように、国民生活や社会経済に重大な影響を及ぼす家畜伝染病の感染リスクが飛躍的に高まっている。令和2年4月には家畜伝染病予防法が改正され、新たな飼養衛生管理基準による衛生管理対策の強化や、組織的に機能する家畜防疫管理体制の確立が急務となっている。

さらには、消費者意識の向上により、新鮮かつ安全で良質な畜産物の安定供給への県民の関心が増しており、食の安全や消費者からの信頼の確保に向けて獣医療の果たす役割もこれまで以上に大きくなっている。

一方、社会生活における高齢化・核家族化が進むなか、家庭で飼育される小動物の増加や動物愛護思想の普及が進み、獣医療は単なる医療技術の提供のみならず、人獣共通感染症対策や動物愛護の観点からの保健衛生指導等、さまざまな社会的要請に応えることが必要となってきた。

近年、獣医学生の就業志向は小動物診療へと向かう傾向が強くなっており、本県においても畜産業の振興や食の安全性向上等を図るために、産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の安定的な確保が、適切な獣医療を提供するうえで緊急的な課題となっている。

本県では、令和元年12月に策定した「山梨県総合計画」、同年12月に策定した「やまなし農業基本計画」及び令和3年3月に定めた「山梨県酪農・肉用牛生産近代化計画」等を踏まえ、適切な獣医療の提供等を通じて、疾病による家畜の損耗防止や家畜伝染病の発生予防、安全・安心な畜産物の安定供給を図ることとしている。

このようななか、本県における獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物愛護や適正飼養に関する意識及び食の安全性の向上等に寄与していくため、将来の需要に対して適切な獣医師の確保や獣医療関係施設の機能連携、獣医療に関する技術の向上等、質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備に向けて、令和12年度を目標とする計画を定めることとする。

第1 産業動物分野及び公務員分野の獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

本県における獣医療を提供する体制を整備するための地域区分（以下「地域区分」という。）は、表1のとおり、家畜保健衛生所（以下「家保」という。）の所管区分、山梨県農業共済組合（以下「NOSAI」という。）家畜診療所の所管区分とする。

なお、産業動物の飼養動向や獣医療を取り巻く情勢の変化等により、新たに地域区分を設定する必要がある場合には、地域獣医療の提供の公益性・公平性が保たれるよう、家畜飼養頭羽数（表2）や地域社会のニーズ等を十分に考慮しながら、獣医療体制の見直しを行なう。

表1 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

①家保所管区分

家 保	市 町 村
東 部	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
西 部	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町

②NOSAI 家畜診療所所管区分

NOSAI	NOSAI 家畜診療所	市 町 村
本所	家畜診療所	
中央支所	峡北連絡所	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市
南アルプス支所		南アルプス市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町
北部支所		韮崎市、北杜市、甲斐市
富士支所		富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、小菅村、丹波山村
	富士ヶ嶺連絡所	鳴沢村、富士河口湖町

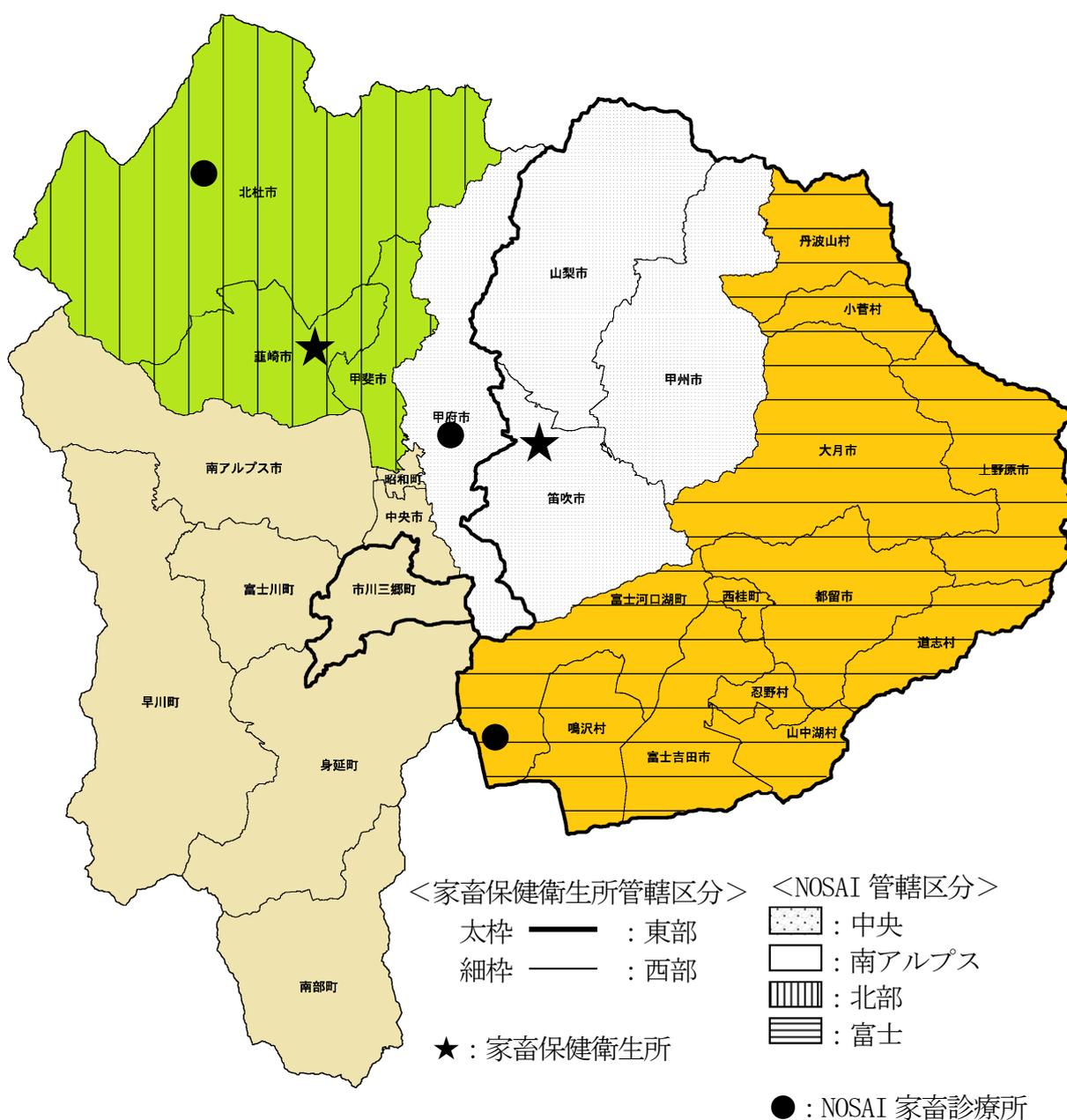


表2 本県における家畜の飼養頭羽数、分布割合 (単位: 頭、羽、%)

地域区分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	
家畜の飼養頭羽数	3,464	4,848	16,697	572,578	462,900	
分布割合	東部	71.9	29.8	35.5	16.5	7.2
	西部	28.1	70.2	64.5	83.5	92.8

(注) 令和元年度、家保調べ。採卵鶏、肉用鶏については100羽以上飼養農家。

第2 産業動物分野及び公務員分野における獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

表3のとおり、令和元年度における産業動物分野に携わる獣医師は8名（NOSAI 獣医師7名、開業獣医師1名）、公務員分野（農政部）の獣医師は32名となっている。

しかしながら、令和12年までに退職等により、産業動物分野で2名、公務員分野で11名が減少する見通しであり、産業動物分野に携わる開業獣医師の新規参入は低迷していることから、今後も獣医師確保には困難が予想される。

産業動物及び公務員分野に携わる獣医師は、農場段階での地域医療はもとより、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の侵入に対する危機管理体制の強化、安全で良質な畜産物の安定供給等に対応していくことが重要であることから、家畜の飼養頭羽数の推移（表4）や家畜共済の加入状況（表5）、退職者数等を考慮しながら、必要な人員を確保できるよう計画的に取り組んでいくこととする。

表3 産業動物分野及び公務員分野（農政部）に携わる獣医師の確保目標（単位：人）

	令和元年度 現在獣医師数	令和12年度 目標獣医師数	令和12年度 推定獣医師数	令和12年度までに 確保すべき獣医師数
産業動物分野	8	13	6	7
公務員分野 (農政部)	32	32	23	9

(注)・令和元年度現在獣医師数の産業動物分野は獣医師法第22条の届出（平成30年12月31日現在）、公務員分野は畜産課調べ（正規職員のみ）。

- ・推定獣医師数は、令和元年から令和12年までの定年退職者数を引いた数。
- ・公務員分野と産業動物分野のうちNOSAIの獣医師は60歳定年とする。
- ・産業動物分野のうち開業獣医師は70歳まで就業すると仮定する。

表4 本県における家畜飼養頭羽数、家畜衛生単位の推移（単位：頭、羽、U）

年度	H21	H26	R1	R12	
家畜の 飼養頭羽数	乳牛	4,422	3,704	3,464	3,500
	肉用牛	7,279	5,905	4,848	5,650
	豚	21,233	20,397	16,697	17,000
	鶏	1,211,000	990,000	1,035,478	1,109,400
家畜衛生単位	28,058	23,588	22,006	23,644	

(注)・家畜衛生単位は、牛、豚、鶏の飼養頭数を換算係数（牛：豚：鶏＝1：0.2：0.01）に基づき換算。

- ・令和12年の飼養頭羽数は、「山梨県酪農・肉用牛生産近代化計画」「山梨県家畜及び鶏の改良増殖計画」等に基づき設定。

表5 本県における家畜共済加入頭数

①死亡廃用共済

(単位：頭)

地域区分	加入頭数					
	搾乳牛	育成乳牛 (子牛等)	繁殖用雌牛	育成肥育牛 (子牛等)	種豚	肉豚
県全域	2,344	974	409	4,026	1,293	10,237
		195		456		
中央	0	4	57	353	438	4,138
		0		42		
南アルプス	14	2	40	40	535	3,234
		0		12		
北部	711	217	274	2,668	0	0
		36		322		
富士	1,619	751	38	965	320	2,865
		159		80		

(注) 令和元年度、NOSAI 調べ。頭数は期首見込み。

②疾病病害共済

(単位：頭)

地域区分	NOSAI 獣医師数	加入頭数					獣医師一人 当たりの 管理頭数
		乳用牛		肉用牛			
		成牛	子牛	成牛	子牛		
県全域	7	8,149	3,215	202	4,274	458	1,164

(注) 令和元年度、NOSAI 調べ。頭数は期首見込み。

2 獣医師の確保対策

(1) 獣医学生等に対する就業支援

- ① 獣医学生が産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生業務等への理解を深めるよう、国の就業研修制度^{※1}についてのPR活動を強化するとともに、NOSAI や家保等における研修生の受け入れを積極的に行なうものとする。
- ② 特に関東圏域の獣医系大学等と連携を図り、産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生業務等への理解につながる就職説明会への参加や、就職情報等を提供するインターネットの専用サイトへの投稿等、就業誘引のための活動を強化するものとする。
- ③ 高校生や獣医学生に、国の産業動物獣医師修学資金^{※2}についてのPR活動を強化して、積極的な活用を推進し、就業誘引を図るものとする。

(2) 就業環境の改善

- ① 公務員獣医師の確保のため、初任給調整手当の導入や採用試験方法の見直し、受験年齢の緩和等について、他県の動向を踏まえる中で検討するものとする。
- ② 産業動物分野や公務員分野において、女性獣医師の占める割合が今後も増えることが予想されることから、その定着を図るため、女性が安心かつ積極的に就業できる環境づくりを推進するものとする。

(3) 獣医師バンクの整備等

- ① 出産等による一時的な休職や育児期間中の勤務時間の制限に対応した人的支援、離職中の獣医師の産業動物分野及び公務員分野への再就職等に対応するため、公益社団法人山梨県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）や獣医系大学等と連携し、獣医師バンク等の整備について検討を行なうものとする。
- ② 口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の重大な家畜伝染病が発生した場合、農場や移動制限区域等における殺処分、疫学調査及び緊急消毒等の初動防疫活動に迅速かつ的確に対応するため、県獣医師会と連携して、開業獣医師や退職した獣医師等を含めたネットワークの整備を行なうものとする。

第3 産業動物分野及び公務員分野における診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 開設主体別の診療施設

産業動物分野における診療施設数は、表6のとおり全体で22か所あり、開設主体別では、県2か所、市町村0か所、NOSAI3か所、団体（法人）6か所、個人11か所となっている。

表6 開設主体別の診療施設の現状 (単位：か所)

地域	全体					
		県 (農政部)	市町村	NOSAI	法人等 団体	個人
山梨県	22	2	0	3	6	11
東部	5	1	0	1	1	2
西部	17	1	0	2	5	9

(注) 獣医療法第3条の届出(令和元年12月31日現在)。

(2) 主要な診療機器等

整備されている主な診療機器は、検体成分分析装置（血液生化学分析器、血球計算器、原子吸光光度計、分光光度計等）や、生体画像診断装置（超音波診断装置、エックス線撮影装置等）、免疫・DNA診断装置（エライザ診断装置、PCR装置等）、受精卵移植関係機器（プログラムフリーザー等）等となっている。

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 県においては、畜産経営の飼養規模の拡大や、口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防等に対応するため、集団管理型の衛生管理指導や技術情報の提供、事前対応型の家畜防疫体制の確立を図る必要がある。

このため、家保においては病性鑑定及び農場のサーベイランスの充実・強化を図るために必要な施設・機器等を計画的に整備するとともに、活用して得られたデータを獣医師の診療等に役立てられるよう積極的に還元するものとする。

(2) NOSAI や個人の診療施設等による家畜疾病の診断・診療技術の向上等のために必要な機器等については、各地域の家畜飼養頭羽数（表2）、及び推移（表4）や家畜共済の加入状況（表5）等を踏まえ、適正な整備・配置に努めるものとする。

また、診療施設整備計画^{※3}に基づく診療施設等の整備にあたっては、株式会社日本政策金融公庫からの農林漁業施設資金^{※4}の融資の活用を支援するものとする。

第4 産業動物分野及び公務員分野における獣医療関連施設の機能・業務の強化連携

1 事前対応型の家畜防疫体制の確立

- (1) 家畜伝染病の発生時に初動防疫を担う家保を地域防疫の中核機関と位置づけ、必要となる備蓄資材の充実を図るとともに、県関係機関のほか、国、市町村、NOSAI、県獣医師会及び開業獣医師等と連携し、組織的に機能できるよう家畜防疫体制の確立を図るものとする。
- (2) 口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の重大な家畜伝染病の発生時に備え、「山梨県危機管理対策本部（特定家畜伝染病対策本部）設置要綱」、「山梨県危機管理対策本部（特定家畜伝染病対策本部）設置要領」等に基づき、患畜等の殺処分・焼埋却、消毒等の初動防疫が迅速に対応できるよう、防疫演習や研修会等を定期的に開催するものとする。
- (3) 家畜伝染病の発生状況等、国内外における家畜衛生に関する情報を、生産者、市町村及び畜産関係団体等へ迅速に提供し、衛生意識の啓発に努めるものとする。

2 予防衛生を中心とした集団管理の強化

- (1) 飼養衛生管理基準の遵守^{※5}のための農場指導を強化し、危害要因分析・重要管理点（HACCP）^{※6}の導入・普及を推進するものとする。
- (2) 家畜伝染病の発生予防や慢性疾病の低減等、生産性を阻害する要因の除去を図るため、NOSAI等と連携して病性鑑定や疫学調査等のサーベイランス体制を強化するものとする。

3 診療施設・診療機器の効率的な利用

産業動物の獣医療について効率的な診療体制の整備を図るため、関連施設が保有する機能及び業務の連携を促進する。特に、開業獣医師等による整備が困難と思われる高度診療・検査機器については、的確な診断体制が図られるよう、家保における計画的な整備に努めるものとする。

4 獣医療情報の提供システムの整備

産業動物の獣医療に携わる機関等が保有する臨床データや家畜及び食肉衛生検査成績等の情報については、個人情報取り扱いに配慮しつつ、共同研究会の開催やデータベース化等、相互に利用しやすい体制の整備を推進するものとする。

5 診療効率の低い地域への獣医療の提供

- (1) 社会情勢等の変化のため、今後獣医療の提供が困難となる地域においては、獣医療関係者間の意見調整を十分に図ったうえで、近隣の診療施設等が分担して診療を提供する体制の整備に努めるものとする。
- (2) 富士、南アルプス等、農場が点在化しつつある地域においては、NOSAIの嘱託制度や県の雇上げ等を充実強化し、機能的な獣医療の提供を確保するとともに、家保も含めた補完的な役割の検討を行なうものとする。
- (3) 特に北部地域の一部においては、乗用馬による観光産業が発展しているが、馬に係る獣医療は専門性が高いことから、診療技術の継承等、今後とも適切な獣医療を提供

できる体制を確保するものとする。

6 研究機関との連携促進

農場での集団管理衛生技術や家畜伝染病の予防・まん延防止にかかる診断技術、小動物における高度医療等、新たな獣医療に係る技術習得等のため、獣医系大学、国や民間の研究機関等との連携を促進するものとする。

7 NOSAI 家畜診療所を中心とした安定的獣医療の提供

NOSAI 家畜診療所は地域における基幹的施設として、家畜共済事業への加入推進や加入家畜の診療等を通じ、県内全域に散在する畜産農家に対して公益性・公平性が保たれるような診療体制を整え、県関係機関と連携し、家畜防疫の推進や畜産の生産性向上等に対応するものとする。

第5 獣医療に関する知識・技術の向上

1 臨床分野

- (1) 新たに診療に携わる獣医師に、NOSAI、県獣医師会等を主体として、実践的な診療技術のほか、コミュニケーション能力や獣医療に関する法令等の知識を習得する機会を増やし、地域に定着できるよう努めるものとする。
- (2) 高度かつ適切な獣医療を提供するだけでなく、コンプライアンスの徹底やインフォームド・コンセント^{※7}、動物愛護思想等の知識の普及を図るため、県獣医師会等を主体として、講習会等への参加を促進するものとする。

2 公務員分野

- (1) 新たに就業した獣医師に、家畜衛生や公衆衛生業務に携わっていくうえで必要な知識や技術を習得する機会を増やし、業務への理解を深めて定着できるよう育成に努めるものとする。
- (2) 獣医療に関する最新の知識・技術を習得するために、国等が主催する家畜衛生や公衆衛生、動物愛護、感染症対策等に関する講習会へ積極的に参加して研鑽に努めるとともに、伝達講習等を通じて、獣医療関係者等への還元を図るものとする。

3 共通分野

- (1) 県、NOSAI、県獣医師会は相互に協力し合い、関係法令や飼養衛生管理等に関する知識のほか、受精卵移植や妊娠診断、開腹手術等の高度な技術が相互に習得できるよう、より一層の連携強化を図るものとする。
- (2) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の重大な家畜伝染病の発生に的確に対応するため、防疫演習や家畜保健衛生業績発表会等を通じて、NOSAI や開業獣医師等が初動防疫活動にスムーズに参加できるよう、知識・技術の普及を図るものとする。
- (3) 感染症法に規定されている獣医師の届出疾病^{※8}の発生に的確に対応するため、研修会等を通じて、開業獣医師等が初動防疫活動にスムーズに参加できるよう、知識・技術の普及を図るものとする。
- (4) 診療に携わる獣医師だけでなく、離職・休職中の獣医師も対象として、獣医療技術や家畜衛生、公衆衛生等に関する最新の知識・技術を習得し、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、国や獣医系大学、県獣医師会等が開催する研修会や学会等への参加を促進するものとする。
- (5) 獣医系大学や国の研究機関等との共同研究等を通じ、獣医学博士号の取得等を支援するものとする。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 公務員分野における適切な獣医療を提供する体制の整備

- (1) 獣医師に期待される社会的責務や役割、専門性等の社会的ニーズを把握し、資質の向上に努めるものとする。
- (2) 相談窓口の設置や緊急時、災害時の診療体制等、NOSAI、県獣医師会と連携し、適切な獣医療が提供できる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 家畜衛生、公衆衛生、野生動物、自然環境等、各分野の連携をより一層強化し、「One Health」^{※9}等の新たな思想に基づく感染予防や衛生管理に対応していくものとする。

2 飼育者等への衛生知識の普及啓発等

- (1) NOSAI や公益社団法人山梨県畜産協会（以下「県畜産協会」という。）等と連携し、生産者に飼養衛生管理基準の遵守^{※5}やワクチン接種等の自衛防疫^{※10}、動物用医薬品の適正使用等に関する知識の普及啓発を図るものとする。
- (2) 県獣医師会等を主体とし、飼育者に衛生知識の普及啓発や相談活動、人獣共通感染症予防に関する情報の提供等に努めるものとする。

3 広報活動の充実

ホームページ等の新たな情報媒体も活用しながら、県民生活において獣医療が果たしている役割を積極的に広報し、県民の理解醸成に努めるとともに、より一層信頼性を高めていくものとする。

※1 国の就業研修制度

公益社団法人中央畜産会が事務局となっている家畜衛生対策推進協議会が、獣医学生を対象に実施している制度。全国の家保が受け入れる行政体験研修や、獣医系大学やNOSAI 等が受け入れる産業動物臨床研修に参加する場合、交通費や研修中の宿泊費が助成される。

※2 国の産業動物獣医師修学資金

国が、地方公共団体、農業協同組合（以下「農協」という。）、NOSAI に勤務する等、産業動物分野に携わる獣医師を志望する獣医学生に給付する制度。給付は月額 10 万円（私立大学の場合 18 万円）を限度とし、国家試験受験資格を取得する年度まで貸与。修学資金の給付を受けた 1.5 倍（月額 12 万を超える場合は 1.67 倍）の期間勤務する場合は償還を免除される。

※3 診療施設整備計画

（獣医療法第 14 条）都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画（以下「診療施設整備計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

※4 株式会社日本政策金融公庫からの農林漁業施設資金

（獣医療法第 15 条）株式会社日本政策金融公庫は、…（都道府県知事の）認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって当該認定に係る診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要なもの…のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行なうことができる。

※5 飼養衛生管理基準の遵守

家畜伝染病予防法第 12 条の 3 に基づき、農林水産大臣が、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守しなければならない最低限の基準として定めている。遵守しない所有者に対しては、県が指導・助言・勧告・命令等の行政指導を行なう。

※6 危害要因分析・重要管理点（HACCP）

Hazard Analysis Critical Control Point の頭文字をとったもので、通常ハサップと言う。農場HACCPは農場の飼養衛生管理にHACCPの考え方を取り入れて、危害要因の分析・評価を行い、個々の農場の状況に応じた一般的衛生管理プログラムや必須管理点を決め、適切な飼養衛生管理に取り組むことにより最終的な製品の危害汚染を防止しようとするもの。

※7 インフォームド・コンセント

正確な情報に基づいて、自己の責任で検査や治療等の医療行為を選択するという概念。

※8 感染症法に規定されている獣医師の届出疾病

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条) 獣医師は、…、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに…最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

※9 One Health

人や物の移動の拡大等、グローバル化の進展に伴うインフルエンザ等の新興・再興感染症の侵入に対して、人、飼育動物、野生動物及びこれらを取り巻く生態系の健康を一体的に維持しようとする、新しい考え方。

※10 自衛防疫

家畜伝染病の発生予防のための自衛防疫は、家畜の生産者や関係団体等が、その経済活動の一環として、または社会的責務から自ら行なうべきものであり、国や県、市町村は、自衛防疫を推進する立場にある。本県では、県畜産協会が自衛防疫組織となっている。